

## ○富加町公衆無線LAN利用規程

平成26年6月1日

訓令甲第9号

改正 平成30年8月1日訓令甲第8号

(目的)

第1条 この規程は、町民及び町内来訪者の利便性の向上を図るため、町が整備した無線によるインターネット接続環境(以下「無線LAN」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(無線LANによるサービスの内容)

第2条 無線LANによって、次の各号に掲げる機能を提供する。

(1) インターネット接続に関する機能

(2) その他町長が必要と認める機能

(利用場所及び利用時間)

第3条 無線LANを利用できる施設、場所及び時間は別表のとおりとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(無線LAN利用のための準備)

第4条 無線LANを利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、無線LANを利用するに当たり、次に掲げるものを準備するものとする。

(1) 無線LAN接続可能機器

(2) 前号の機器に供給する電源

(無線LANの利用)

第5条 利用者は、無線LANの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)その他関係法令等を遵守

しなければならない。

- 2 無線LANを利用するための申請は不要とする。ただし、本規程に同意しなければ利用することができない。
- 3 無線LANの利用料は、無料とする。

(禁止事項)

第6条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本規程に違反する行為
- (2) 無線LANを不正に利用する行為
- (3) 他の利用者、第三者若しくは町の著作権又はその他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
- (4) 他の利用者、第三者若しくは町の財産又はプライバシーを侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
- (5) 前2号に掲げるもののほか、他の利用者若しくは町に不利益又は損害を与える行為及びえるおそれのある行為
- (6) 他の利用者、第三者若しくは町を誹謗中傷する行為
- (7) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為若しくは公序良俗に反する情報を他の利用者又は第三者に提供する行為
- (8) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結び付く行為若しくはそのおそれのある行為
- (9) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類する行為
- (10) 性風俗、宗教又は政治に関する行為
- (11) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、無線LANを通じて、又は無線LANに関連して使用し、若しくは提供する行為

(12) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他の  
目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為

(13) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反  
するおそれのある行為又は町長が不適切であると判断する行為

2 前項各号に該当する利用者の行為によって町、他の利用者及び第  
三者に損害が生じた場合は、利用者は、利用後であっても、全て  
の法的責任を負うものとし、町は一切の責任を負わないものとし  
る。

(運用の中止)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無線LANの  
利用を中止できるものとする。

(1) 無線LANのシステムの保守又は工事を定期的又は緊急に行う  
場合

(2) 暴動、騒乱、労働争議、自然災害、火災、停電その他の非常  
事態により、無線LANの運用通常どおり実施できなくなった場合

(3) 無線LANのシステムに係る設備やネットワークの障害等、や  
むを得ない事由がある場合

(4) その他町長が無線LANの運用上、一時的な中断が必要である  
と判断した場合

2 無線LANの利用の中止により、利用者又は第三者が被ったいかな  
る損害についても、理由を問わず、町は一切の責任を負わないも  
のとする。

(閲覧の記録等)

第8条 町長は、次に掲げる目的を限度として、利用者及びその使用  
する通信端末機器を識別するための固有の記号番号並びに当該利

用者の無線LANの利用に係る履歴を記録し、これを利用することができる。

- (1) 利用者の数、利用の時間帯その他無線LANの利用状況に係る調査のため
- (2) 不正な利用者に対する無線LANの利用の停止のため  
(免責)

第9条 町長は、無線LANのサービスの内容及び利用者が無線LANを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

- 2 無線LANのサービスの提供、遅滞、変更、中止若しくは廃止、無線LANサービスを通じて登録、提供若しくは収集された利用者の情報の消失、利用者の無線LAN接続可能機器のコンピュータウイルス感染等による被害又はデータの破損、漏洩その他無線LANに関連して発生した利用者の損害について、町は一切責任を負わないものとする。
- 3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。
- 4 無線LANへの接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとする。無線LAN接続可能機器の種類、基本ソフトウェア、ソフト、Webブラウザ等によって、無線LANを利用できない場合があっても、町は一切責任を負わないものとする。
- 5 利用者が無線LANを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、町は一切の責任を負わないものとする。
- 6 町長は、無線LANの適切な利用を図るため、利用者のアクセスロ

グを記録し、特定のWebサイトへの接続を制限することができるものとする。

(本規程の変更)

第10条 町長は、利用者の承諾を得ることなく、この規程を変更することができる。

附 則

1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年訓令甲第8号)

この訓令は、公表の日から施行する。

別表(第3条関係)

施設名	利用場所	利用時間
富加町役場	ロビー	1月1日～12月31日 24時間 利用可
タウンホールとみか	図書室	図書室の開館時間内
松井屋酒造資料館	同左	1月1日～12月31日 24時間 利用可
B&G海洋センター	ロビー	1月1日～12月31日 24時間 利用可
半布ヶ丘公園	テニスコート南	1月1日～12月31日 24時間 利用可
郷土資料館	同左	1月1日～12月31日 24時間 利用可
長良川鉄道富加駅	北側駐車場	1月1日～12月31日 24時間 利用可

道の駅半布里の郷とみ か	広場	1月1日～12月31日 24時間 利用可
-----------------	----	-------------------------